

★ 未熟児養育医療費用徴収規則及び児童福祉法施行細則の一部を改正する規則（規則第八号）（健康対策課）

一 改正の要旨

所得税法の一部改正に伴い、未熟児養育医療費用徴収規則及び児童福祉法施行細則について必要な改正を行った。

二 施行期日等

平成二十四年三月五日から施行し、平成二十四年一月一日から適用する。